

尾張旭市監査公表第22号

令和3年6月29日付け尾張旭市監査公表第20号をもって公表した公の施設の指定管理者監査結果報告について、令和3年7月2日付け3保育第60号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年7月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

茅ヶ池保育園（こども子育て部保育課）

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>指定管理者から提出された監査資料の修繕料調など、書類の不備が見受けられたので、日頃から業務の管理について徹底されたい。</p> <p>また、市所管課は、指定管理者の業務について、その内容を確認し、修繕等が適正に履行されていることの検証を毎年確実に実施されたい。</p>	<p>指定管理者に対し、日頃から業務の日付けを記録するなど、適切な管理を行うよう改善を指示します。</p> <p>修繕等に関し、保育園の管理運営に関する基本協定書に添付の指定管理者仕様書を遵守し、事業報告書等から毎年適正な履行がされているかを検証します。</p>